

文京区特定健康診査等実施計画等策定委員会設置要綱

制定	19文介国第17号	平成19年4月1日	区長決定
改正	24文福国第49号	平成24年4月6日	部長決定
改正	29文福国第46号	平成29年4月3日	部長決定
改正	2020文福国第857号	令和2年7月20日	部長決定

(設置)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第19条に規定する特定健康診査等実施計画及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）による保健事業の実施計画（以下「実施計画等」という。）を策定し、実施計画等に基づく事業を効果的に実施するため、文京区特定健康診査等実施計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 実施計画等の策定に関する事項
- (2) その他実施計画等に基づく事業の適切かつ有効な実施のために必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、福祉部長の職にある者とし、委員会を総括する。
- 3 副会長は、保健衛生部長の職にある者とし、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、企画政策部企画課長、福祉部福祉政策課長、福祉部国保年金課長、福祉部高齢者医療担当課長、福祉部地域包括ケア推進担当課長、保健衛生部生活衛生課長、保健衛生部健康推進課長及び保健衛生部保健サービスセンター所長の職にある者とする。

(会議)

第4条 委員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を述べさせることができる。

(調査検討部会)

第5条 委員会の効率的運営を図るため、委員会の下に調査検討部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、委員会から指定された事項について調査し、及び検討し、その結果を委員会に報告する。
- 3 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。
- 4 部会長は、福祉部国保年金課長の職にある者とし、部会を総括する。
- 5 副部会長は、保健衛生部健康推進課長の職にある者とし、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会員は、委員会が指名する者とする。
- 7 部会は、部会長が招集する。

(検討協議会)

第6条 実施計画等の策定に当たって意見を聴取し、実施計画等を実効あるものにするため、文京区特定健康診査等実施計画等検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、福祉部国保年金課及び保健衛生部健康推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。